

## 平成26年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成27年2月10日（火）

午後2時から午後4時15分まで

場 所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 自己紹介
- 4 挨拶（佐野環境生活部長）
- 5 会長及び副会長選出  
会長に小金澤孝昭委員，副会長に熊谷睦子委員を選出
- 6 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」諮問書交付
- 7 議 事

### 1) 会議の成立

16名の委員のうち15名が出席したことから，みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により会議は成立した。

出席委員：小金澤孝昭委員(会長)，西川正純委員，氏家幸子委員，佐藤敏悦委員，熊谷睦子委員(副会長)，加藤房子委員，伊藤桂子委員，國永満知子委員，官澤千浩委員，阿部誠委員，氏家直子委員，丹野康治委員，佐々木眞一委員，水野暢大委員，阿部正一委員

欠席委員：大友富子委員

### 2) 会議内容 ※議長は同条例第18条第1項の規定により，小金澤会長が務めた。

#### 〈 小金澤会長 〉

本日は，イ 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」の策定について，ロ 平成27年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について，ハ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について，の3つ議題について協議いただきますが，委員改選後，最初の会議となりますので，事務局からこのみやぎ食の安全安心推進会議について説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

みやぎ食の安全安心推進会議についてご説明します。資料2，別紙1，別紙2，資料3を使って説明します。

まず資料2をご覧ください。この推進会議は国内でのBSE感染牛の確認や韓国産生かきの混入事件などを背景としまして，平成14年に制定された会議でございます。その後，県の附属機関として平成16年，県条例に規定されました。このみやぎ食の安全安心推進条例につきましては，次の別紙1に添付しておりますので，後ほどご覧下さい。次に3の「所掌事務」をご覧ください。1つは，知事の諮問に応じた食の安全安心の確保に関する重要事項の調査審議，2つ目と

して、イからニに掲げる事項の情報及び意見の交換となっております。この中のイ、「施策の評価」について少し説明します。別紙2をご覧ください。県では、食の安全安心の確保に関する基本計画に基づいて実施した施策の実績を毎年取りまとめておりますが、この推進会議にその評価をお願いしております。1枚めくっていただきますと目次があります。ローマ数字のⅢ、施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価のところにその結果を記載しております。この施策の実施状況につきましては、毎年9月議会に報告しております。それではまた資料2に戻っていただきまして5番ですが、今回の委員改選で第7期となりますが、学識経験者4名、消費者代表5名、生産者・事業者代表7名、計16名で構成しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、資料3をご覧ください。来年3月までのスケジュールをお示ししております。上の段「推進会議の主な検討内容」というところがあります。例年の「施策の実施状況に基づく施策の評価」、「食品衛生監視指導計画案の検討」に加え、今回は「第3期基本計画の策定」のご審議をお願いするため、27年度につきましては、例年より1回多い4回で開催したいと考えております。簡単ですが、推進会議の概要についてご説明いたしました。

〈 小金澤会長 〉

今回初めての委員の方もいらっしゃいますし、公募委員の方は公募の決定から半年経っております。こういう流れでやっていますが、今見ていただいたスケジュールを確認いただき、議論していきたいと思っております。お話があったように来年度は第3期計画策定のため、いつもより1回多いということですので、スケジュール調整をお願いします。

それでは、議題イの「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

〈 事務局 金野課長 〉

それでは「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」の策定につきましてご説明いたします。使います資料は、資料4から資料8までとなります。

まず、「策定のあらまし」についてご説明します。資料4をご覧ください。二重線で囲んでおります食の安全安心推進条例では、県や事業者の責務、県が実施すべき施策、県民参加、この推進会議などについて条例の各条で規定しております。その下の囲みになりますが、食の安全安心推進条例に基づき、第2期計画を策定し、3つの大綱で施策を推進しております。この第2期計画につきましては、平成27年度に終期を迎えますことから、今回、第3期計画の策定作業に着手したものです。この作業を進めるに当たり、県庁内に関係各課で構成するワーキンググループを設置しました。第3期計画の骨格素案につきましては、第2期計画の取組の成果や課題を整理し、また、「社会・経済情勢の変化」等を踏まえましてワーキンググループの議論を経て作成しました。第3期計画の「骨格素案」ですが、一番下の囲みになります。計画の柱となる大綱、大項目は、これまでの成果を踏まえ、第2期計画を踏襲したいと考えております。また、2期計画期間中に発生した食に関する事件・事故、また法律改正や震災復興の視点を加味しております。そのほか、施策項目の組み換えや追加・削除を行っております。今後この推進会議では3回にわたりまして検討をいただき、推進会議としての答申をいただきます。最終的には県議会の議決を経て計画を公表する流れになっております。

資料を1枚めくってください。これは「施策体系案」を示したものです。大綱「大分類」を「1 安全で安心できる食品の供給の確保」、「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「3 食の

安全安心を支える体制の整備」とし、その下に「中分類」がございます。この中分類につきましては、条例に規定している食の安全安心の確保に関する施策の項目で構成しています。「中分類」の下に「小分類」の施策が続きますが、網掛けしている部分は、新たに追加している施策分類です。第2期計画では、策定直後に震災が発生しまして、放射性物質等の施策項目はありませんでしたが、今回、これらを位置づけしようとするものです。以上、「あらまし」についてのご説明です。

続きまして、内容の詳細を資料の順番にご説明いたします。資料5をご覧ください。「1 策定の趣旨」ですが、現在、第2期計画に基づき、食の安全安心に関する施策を推進しております。この間、全国的に食の信頼が揺らぐような事件・事故が発生しており、法令や基準の改正が行われております。また、震災復興に官民一体となって取り組む中で、放射性物質検査を含めた、「食の安全安心の確保」が不可欠であります。こうしたことを踏まえまして今後5年間を見据えた計画を策定するものでございます。「2 計画の概要」ですが、基本計画の目的や定めるべき事項、手続き等については、条例に規定されております。裏面をご覧ください。「3 計画期間」は平成28年度から32年度までの5か年を考慮しております。「4 検討組織」ですが、この推進会議においてご審議いただくほか、県庁内に関係課で構成するワーキンググループを設置しております。「5 検討のスケジュール」は、来年度5月に開催予定の第1回推進会議ののち、食の安全安心消費者モニターアンケートを実施いたしまして、第2回の推進会議では、パブリックコメントに付す中間案のご審議をお願いしたいと思います。そして11月上旬の第3回推進会議において、最終案を検討していただき、推進会議としての答申をいただきたいと考えております。県では、その後、本部会議を経て2月定例県議会に提案する予定としております。

続きまして資料6をご覧ください。この資料では第3期計画を策定するにあたっての策定の視点と施策の素案について整理しています。一番左側が現計画の「施策の展開」になっております。その右側の「策定の視点」としまして、「社会・経済情勢の変化」など4項目を掲げております。この4項目の詳細につきましては、資料の裏面に記載しておりますのでご覧ください。まず「社会・経済情勢の変化」ですが、①大規模な食中毒事件、食品表示偽装問題などの発生による食の安全性に対する関心の高まり、②食品中の放射性物質の検査と県民への情報提供、③震災復興において「食の安全安心の確保」が不可欠であること、④と⑤は法律や基準の改正など、その他として⑥から⑩までについて社会・経済情勢の変化に基づく視点として整理いたしました。

右隣の囲み、「現計画に基づく取組の評価」には、推進会議でいただいた直近の評価を記載しております。施策の実施状況に対する達成度としてA B Cの3段階で、Aは達成している、Bはほぼ達成しているですが、A又はBという評価をいただいております。また同時にいただいているご意見のうち主なものを抜粋して記載しております。

その右の囲みは「消費者モニターアンケートの意見」です。食品の放射性物質については、回答者の75%が気にしている、また、食の安全安心全般については、約7割弱が不安を感じている、という結果となっております。その右の囲みの「他の計画等との整合性」では、「宮城の将来ビジョン」やその下位に位置する他の個別計画等と整合性を図るというものです。

それでは再び資料のおもて面にお戻りください。右側の「基本計画策定のアウトライン」ですが、ここは策定の視点を踏まえた3期計画の施策区分案と事業の概要等を記載しております。

施策体系の「大綱1」、「安全で安心できる食品の供給の確保」につきましては、事件事故の発生を受け、県民の食の安全性に対する関心が高いこと、推進会議からは食中毒等への的確な対応、生産段階の取組の継続、H A C C Pの浸透といったご意見があったこと、モニターアンケート

トによりますと「安全農産物生産環境づくり支援」,「安全性の監視及び指導の徹底」などが県に期待されていることなどを踏まえまして、現在実施している「生産から消費に至る各段階での食の安全安心の確保対策」を維持するとともに、特に「②HACCPの普及推進」,「③食品衛生上の苦情内容の早期探知,被害拡大防止対策,管理運営基準の遵守」,「④食品表示の周知,消費者保護」を進めてまいります。

続きまして「大綱2」の「食の安全安心に係る信頼関係の確立」につきましては、食の安全安心確保のためには消費者,生産者・事業者,県の相互理解が重要であります。県民総参加の取組が求められていること,推進会議での評価がいずれもBでありまして,取組宣言のロゴマークの活用,消費者モニターの活発化といったご意見があったこと,モニターアンケートで「違反・事件・事故の速やかな情報提供」が十分ではないと認識されていることなどを踏まえまして,「情報提供の工夫と県民総参加運動の充実」としまして,「①県民との情報共有」,「②食育の推進」,「③食の安全安心取組宣言制度の周知」を進めてまいります。

「大綱3」の「食の安全安心を支える体制の整備」につきましては,推進会議において,食の危機管理や輸入食品の安全確保といったご意見,モニターアンケートでは残留農薬や輸入食品等に対する不安が強いとの結果などを踏まえ,これまでの「体制整備及び連携強化」を維持することとしながら,「①関係部局の横断的な連携」,「②食品衛生関係における,厚生労働省や全国自治体との連携強化」,「③食品表示に関する法改正や疑義情報への対応」を進めてまいります。

続きまして資料7をご覧ください。この資料は,第2期計画に基づく施策に対する成果と課題から今後の推進方向を取りまとめたものです。今回ご提示しました骨格素案を作成するに当たり,現状分析などを目的に作成した資料となります。

次に資料8をご覧ください。左側が第2期計画,右側が第3期計画の案で,施策体系を左右で比較した表になります。施策の入れ替えや,追加・削除などの整理をしております。下線部分は表現等を含め,変更している部分です。

例えば,第2期計画の「施策6 病害虫の適正防除及び土づくりの推進」については,安定生産の側面が強いという理由で削除し,一方,「食育の推進」など4施策を新たに盛り込んでおります。

説明は以上でございますが,本日は各委員の皆様それぞれのお立場からご意見を頂戴し,ご討論いただきたいと思っております。個別のご意見につきましては,皆様から改めて書面でいただきたいと考えております。

お手元に封筒と一緒にクリップ止めをしました様式を配布させていただいております。様式1と様式2がございます。お忙しいところ大変恐縮ですが,3月10日までに事務局宛てご提出をいただければ幸いです。いただきましたご意見を基に事務局で検討し,5月下旬の第1回推進会議に中間案を提示させていただきたいと思っております。

第3期計画の策定について,現段階での事務局で考えております骨子の素案をご説明いたしました。どうぞ,よろしく申し上げます。

〈 小金澤会長 〉

それでは,今説明のありました素案につきまして,確認を含めてご意見がありましたら皆様から出していただきたいと思っております。

〈 加藤委員 〉

確認しておきたいことがありますので,分かればこの場でご回答申し上げます。1月15日に県主催のセミナーに参加させていただいたが,質問された方がたまたまそうなのか,食品中に関

する放射性物質に関する初歩的な質問がまだまだあると思って聞いておりました。震災から4年も経つのになかなか理解が進んでいないと思いました。福島県は被災後から土壤の汚染度合いの低下状況とか除染後の状況など逐次調べていますが、宮城県についてはどうなっているのか。宮城県は田んぼにカリウムを散布しましたとか除染しましたという事実の報告はいただいているが、カリウムを散布する前の数字はいくらでその後どうなったのかと、そういう調査研究といいますが、そういうものをどこかで取りまとめているのでしょうか。

〈 農林水産部 寺田技監兼次長 〉

ただいまのご質問ですが、放射性セシウムの経年変化を調査しているのかということですが、これにつきましては点数は少ないのですが検査しております。セシウムとカリウムは化学構造がかなり似ているので、カリウムの量が少なくなると植物がセシウムを吸収してしまうということなので、カリウムを施用すれば植物がセシウムを吸収しないということが科学的知見として分かっております。カリウムの量が20ミリグラム位あればセシウムが吸収されないということですので、それをベースにして判断しながらカリウムを散布しております。今申し上げたのは定点的に県としてやっておりますが、農協や個々の農家において田んぼや畑がどうなのか測っているところはありますが、それについては把握しておりません。定点については測っているということです。

〈 加藤委員 〉

宮城県の土壤についての数字は、一般の県民は知ることはできないという理解でよろしいのでしょうか。

〈 農林水産部 寺田技監兼次長 〉

定点の観測値については国に報告しておりますが、国は公表はしておりません。ただ県の状況は分かりますので、それをベースにしながら、カリウムを施用したほうがいいのかどうか判断して県では指導しているということです。

〈 加藤委員 〉

数字は一覧か何かあるのですか。

〈 農林水産部 寺田技監兼次長 〉

ございます。ちなみに、23年の原発事故後に検査した数字ですが、1キログラム中の放射性セシウムですが、高いところで700ベクレル位、低いところで100ベクレル位でした。毎年測っておりますが、今年は高いところで500ベクレル、低いところで100ベクレルということです。セシウムには134と137がありますが、134の半減期は3年とされています。その134の部分が減ってきていて、134と137を足した全体的なものは減ってきているという状況だと理解しております。

〈 加藤委員 〉

情報として得られるのかどうか。

〈 小金澤会長 〉

定点で観測したデータはあるわけですね。それを開示していないわけです。だから県民は知り得ないという状況ですね。

〈 農林水産部 寺田技監兼次長 〉

国で公表していないので、県民は知ることができないということです。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。そのほかご意見はありますでしょうか。

〈 佐藤委員 〉

事前に質問を出させていただいておりますが、その中の計画の内容に関する部分については改めて出させていただきますが、加藤委員と同じように放射性物質についてどのように、どのレベルまで公表していくのか、3期計画の中にしっかり盛り込んで行かないと、県民が見て納得できないものになるのではないかと危惧しております。そこは改めて対応をお願いします。

計画の策定に関する部分で2、3伺います。まず、ワーキンググループで作るということは分かりましたが、我々委員は推進会議の場でその結果なり進行状況などを知り得るのみで、個別の策定の過程で何らかの参与などはあり得ないのかどうか。それから、新たなワーキンググループの中には、原子力安全対策課など今まで入っていないメンバーが入るようになりますが、当然その方々は推進会議の事務方のメンバーとして今後出てこられるのかどうか。そういう方々と一緒になって議論が可能なのかどうか。それからもう一点。根本的な問題だと思いますが、食育に関する部分については、第3期計画の中に「第2期食育推進プランに基づき」とあります。食育推進プランは27年度までです。要するに新たな第3期推進計画がスタートする28年度にはこれは終わっている。食育推進プランについては、今年、第3期を策定することになっています。当然、この中に放射能に関する部分とか無形文化遺産になった和食に関する部分とか食育に関する新しい情報が何も入っていない。こういったことが何も入っていない期限切れの2期プランを3期計画に盛り込むことはナンセンスだと思います。食育の推進については第3期計画の進行状況を見ながら、プランを入れていただきたい。少なくとも「第2期食育推進プランに基づき」という表現は改めていただいて、「第3期食育推進プランの策定状況を見ながら」と変えていただくようお願いしたい。

〈 事務局 金野課長 〉

ワーキンググループにつきましては、推進会議で皆様からいただいた意見に対しまして検討する会として作っておりますので、ワーキンググループの中に委員の皆様に入らせていただいて一緒になって検討するということは考えておりません。それからこの推進会議の中に新しいワーキンググループのメンバーが入るといふことにつきましては、当然内容でもって必要であればそういう課に声をかけて入っていただきたいという考えはありますが、行事がバッティングすることもありますので、場合によっては担当ということがありますが、できるだけ入っていただくような形で進めていきたいと思っております。それから食育推進プランですが、当然、終わってしまう計画と整合性を図っても仕方がない話なので、食育の第3期プランと整合性を図るように進めていきたいと考えております。

〈 小金澤会長 〉

今お答えになった担当者の件ですが、日程調整が難しいかもしれませんが、放射能関係は第3期計画の目玉なので、施策体系で網掛けしている放射性物質に関する相互理解の促進というのが食の問題として非常に大きなことに間違いはないのでそれに対する体制はきちんと取っていただきたいと思っております。

そのほかございませんか。新しい委員の方も自分のご意見を出していただきたいと思っております。どこで手を挙げていいか難しいと思っておりますが、この議題は初めて議論するものなので、どこからでもかまいません。どうぞ心配なく質問を出してください。細かいところについては書面で提出いただけますが、今ここはどうなんだろうというようなことを出してください。よろしいですか。もう少し議論しないと出てこないかもしれません。お手元に配布しております書面で3月10日までに事務局に提出してくださいということです。これで決定ではなく、また議論しますので、

自分の専門分野や得意分野に限って意見を出していただいても結構です。よろしく申し上げます。それでは次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、次に、議題口の平成27年度食品衛生監視指導計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局 金野課長 〉

議題口の平成27年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について説明いたします。資料9は、監視指導計画（案）の概要を記載しているものです。本日は、資料10の監視指導計画（案）を使ってご説明します。

それでは1ページをご覧ください。「第1 趣旨」から説明いたします。都道府県知事は、食品衛生法の規定に基づき、県が行う食品営業施設等に対する監視指導の計画を、県内における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他の実情を踏まえ毎年度定めることになっています。2ページをお開きください。ここでは、食中毒の予防対策や重大な事件・事故の発生状況を踏まえて強化すべき事業を「重点取組」として整理しております。なお、本文中で、平成26年度の計画からの主な変更点に下線を引いております。

それでは6つの重点取組事項について説明いたします。まず、1つ目は、食中毒の予防対策です。県では6月15日から7月14日までの1か月間を食中毒予防月間と定め、食品取扱い施設への一斉監視や衛生講習会の実施、啓発資料の配布などを通して食中毒予防啓発事業を行います。また、広域、大規模な食中毒を未然に防止するため、旅館、弁当や広域流通食品の製造施設、集団給食施設等を対象とし、定期的な監視指導のほか一斉監視指導を行います。さらに、冬期間に多発するノロウイルス食中毒防止のために、県民や営業者に対しパンフレットの配布に加え衛生講習会等により啓発活動を行います。次に（3）ですが、平成26年4月に福島県内で加工された馬刺しでO-157食中毒事件が発生したことから、馬肉や豚肉・豚肝臓の生食について食中毒の危険性の注意喚起をするとともに、食肉取扱い施設に対し生食用牛肉の規格基準の遵守、牛肝臓の生食の禁止、結着肉を提供する際の十分な加熱処理について監視指導します。次の（4）ですが、平成26年7月に静岡県で「冷やしキュウリ」によるO-157の食中毒が発生したことから、浅漬けを含むつけ物加工業者や魚介類加工業者に対して食品衛生取締条例に基づく適切な食品等の衛生管理の遵守について徹底を図ります。

2つ目は、食品の放射性物質の検査と情報提供です。「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づき、流通食品等の放射性物質検査を実施し、検査結果を県民に分かりやすく情報提供してまいります。

3つ目は、輸入食品の検査です。輸入食品に対する消費者の不安を解消するため、輸入食品中の残留農薬や残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、食品中のアレルギー物質等の検査を実施します。

4つ目は、食品の適正表示の推進です。アレルギー物質を含む製品に関する表示の徹底について監視指導を行うほか、3ページ、（4）ですが、食品表示法が新たに施行されることに伴い説明会を開催し、改正内容を周知してまいります。

5つ目は、重点監視施設の監視です。広域的または大規模な健康被害の発生を防止するため、大型飲食店や広域流通食品を製造・加工する施設を重点監視施設として監視指導を行います。重点監視対象業種は、7ページに記載しているとおりです。

6つ目は、営業者の自主的な衛生管理体制の推進です。安全な食品を提供するには、営業者の

食の安全に対する認識や衛生管理体制の整備が重要です。営業者が遵守すべき管理運営基準について、食品衛生責任者を対象とした講習会の開催や食品衛生協会の食品衛生指導員による各地域での巡回指導を通じて周知・徹底を図ってまいります。また、HACCP型の衛生管理についても、みやぎHACCPの普及拡大、広域食品衛生監視チームによる支援を進めてまいります。

続きまして「第3 実施体制」では、営業施設や食品表示等の監視指導体制、食品等の試験検査体制、国及び関係自治体等との連携について記載しております。

「1 監視指導」ですが、営業施設等に対して、食品衛生監視員により計画的、効率的な監視指導を行います。また、食品表示の相談窓口に寄せられた情報について、食品表示法並びに景品表示法に基づき、東北農政局、市町村と連携を図りながら調査・指導を行います。

「2 試験検査」ですが、県内に流通する食品等の検査を、保健環境センター、食肉衛生検査所及び厚生労働大臣登録検査機関等で実施してまいります。また、と畜場法、食鳥処理法に係る食肉等の検査は、食肉衛生検査所等で行います。

4ページをお開きください。「3 連携」につきましては、県の関係部局との連携はもとより、国及び関係する都道府県、近隣県等との連携を図り、食品による健康被害の発生防止に努めてまいります。

「第4 監視指導」につきましては、生産者や食品事業者に対する監視指導や食品等の収去検査、食中毒など健康被害が発生した場合の対応について記載しております。監視指導のうち、「2

事業者に対する監視指導」につきましては、取り扱う食品、製造工程、施設の規模、食中毒や不良食品の発生状況等を考慮して、監視目標回数を定めております。8ページ、別表2に監視目標回数、また9ページ、別表3に食品群毎の生産段階、製造・加工段階、貯蔵から販売までの段階での監視指導項目を掲載しております。県内の保健所・支所では、これらに基づいて、計画的効率的な監視指導を行ってまいります。

4ページにお戻りください。「3 食品等の収去検査等」につきましては、食中毒の発生防止や食品衛生法で定めている規格基準に適合しない不良食品を排除するなど食品の安全を確保するため、製造・加工された食品や輸入食品、広域流通食品の収去検査を行います。年間の検査計画については、11～12ページの別表4をご覧ください。11ページには、品目毎の規格基準等の検査項目と検体数をまとめております。12ページには、農薬やアレルギー物質、放射性物質などの検査項目について、検体数や品目をまとめております。

再び4ページに戻っていただきます。(3)ですが、今回、新たに追加したものです。例えば、違反事例の多い食品等に対してその原因等を追求する調査を行い、課題を解決するため新たに追加したものです。参考資料の「食品衛生監視指導実績」11ページをご覧ください。食品の収去検査の結果が記載してあります。例えば、アイスクリーム類・氷菓子の不適検体数が、昨年度5件という結果となっています。こうした事例に対して調査を行い、事業者の指導に役立てていきたいと考えています。

5ページをご覧ください。「第5 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導等」のうち「1 自主管理体制の確立」につきましては、事業者による自主的な衛生管理を推進するため、2月議会に食品衛生法施行条例第3条に規定する管理運営基準の改正を上程しています。食品等事業者がHACCPを用いた衛生管理を行うための基準を新たに定めるとともに、食品等事業者に対し、管理運営基準の遵守並びに事業者の責務について周知を図ってまいりたいと考えています。また、HACCPを用いた衛生管理を実施するための技術的助言や管理運営基準に規定する手順書の作成、従事者教育等の徹底について指導を行ってまいります。



続きまして「第6 県民との意見交換及び情報提供」ですが、6ページ、「2 計画の実施状況の公表」をご覧ください。本計画に基づく監視指導及び食品等検査の四半期毎の実績並びに夏期、年末一斉取締の実施結果について、取りまとめの後、ホームページで速やかに公表してまいります。12ページの後ろには、「主な用語の解説」を付けております。

次に資料11をご覧ください。策定作業のスケジュールをお示ししたものです。今回お示ししている計画案は、本日の推進会議の後、パブリックコメントを行い、3月下旬に計画を策定し、国へ報告します。また、参考資料として、食品衛生監視指導の前年度実績を付けております。監視指導の状況、食品の収去検査、不良食品の届出状況、食中毒の発生状況等を取りまとめておりますのでご覧いただきたいと思っております。本日は、審議の時間が限られておりますことから、ご意見を記入いただく書面を用意させていただきました。封筒と一緒にクリップ止めしております様式です。ご意見やご提言がございましたら、3月10日までに事務局宛てに郵送いただきますようお願いいたします。以上、「平成27年度宮城県食品衛生監視指導計画」(案)について説明を終わります。

ここで、加藤委員と佐藤委員から事前に質問をいただいておりますので、続いて回答させていただきます。よろしいでしょうか。

加藤委員の平成27年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見でございます。1番目のご質問の「第2重点取組 1食中毒の予防対策－(3)」についてというところで、「飲食店における結着等の加工処理を行った食肉の提供についての記載をしてください。」というものです。これは入っております。

続いて2番目、「4食品の適正表示の推進－(1)」についてということで、これはアレルギーの部分についての内容です。

それから3番目、「第2重点取組－食品中の放射性物質の検査と情報提供－(2)」についてということで、「食品の放射性物質の検査結果について、ホームページ、新聞、県政だより等で県民に情報提供されています。しかし、風評被害をなくすためには、検査結果をより分かりやすく伝えることが重要。特に学校給食の食材について保護者に理解してもらえるような情報提供を行ってください。」という内容と、同じように佐藤委員からも放射性物質の検査結果の公表についてご意見をいただいておりますので、併せてご説明します。

佐藤委員から放射性物質の測定の結果公表について、数値の表示やND及び検出限界の表示など、表示を統一しないと風評被害の軽減に繋がらないのではないかというご意見をいただいております。福島原発事故に伴う放射性物質の問題につきまして、風評被害の払しょくは最重要課題と認識しております。低線量被曝に対する不安を持たれている方々に対して食品を安全に選択していただく、理解をいただくということについて、どんな方法でしていけばよいのか非常に難しい課題だと思っております。ただ風評被害を防止する上で当然食品中の放射性物質について正しい情報の提供、その前提として正しく理解していただくことは重要であると考えております。これまででもセミナー等の中で放射性物質に関する基礎知識の説明をしているほか、県ホームページ「宮城県放射能情報サイトみやぎ」の中に県で実施している放射能関係の情報を一元的に記載しております。その中でもQ&A方式でこういった基礎的な部分についても情報提供しておりますし、そこで表している数値の公表の取扱い、検出値の意味についても合わせて説明しております。佐藤委員からの表記の統一ということでご意見をいただいておりますが、不検出と表記しているものについては検出下限値以下であるという補足をしているところで、そういった基本的な部分については統一を持たせているところですが、佐藤委員からのご指摘の不統一というのがど

の部分なのかももう少し具体的に説明いただいて、その部分は改善していきたいと思います。いずれにしてもお二人から指摘いただいているように県民が分かりやすく理解いただけるという観点で進め、風評被害の払しょくに向けて取り組んでいきたいと考えております。

また加藤委員のご質問に戻りまして、4番目、「第3実施体制－1監視指導－(2)」の部分で、「アレルギー物質についての周知徹底を図ってください、監視指導のさらなる強化を求めます」というご質問です。学校給食を担当している学校に管理栄養士がいらっしゃいますが、管理栄養士に対する研修会を県内の各保健所レベルでも企画しておりまして、スポーツ健康課で主催する研修会にも呼ばれていますので、その中で食中毒の話であるとかアレルギー物質への注意喚起というものを徹底してまいりたいと考えております。それから監視指導のさらなる強化ですが、アレルギー物質の検査を実施しております。先ほどの監視指導計画の12ページに食品の収去検査が載っておりまして、その中程にアレルギー物質ということで、落花生、そば、乳、小麦、えび、かにの40件の検査をしております。こうした検査結果に基づいて事業者への指導を進めていきたいと考えております。

それから5番目、「第3実施体制－3連携－(1)」ですが、「肉の生食による食中毒防止対策について、県民への情報提供や啓発・教育に関して消費者団体や市民団体とも連携を図る記述を望みます」とございます。これは資料6ページに「3 消費者への食品等による健康被害発生防止のための情報提供」の項目がございますが、「(4) 食品等の安全や自主回収に関する情報は、」と書いてありまして、「併せて消費者団体や市民団体等の協力を得ながら、消費者等に対する幅広い情報の発信に努める。」というふうな記載をさせていただいております。

それから、「また」のところで、「学校給食の担当部局との連携が重要」といただいております。これは3の連携のところで(1)が国と関係自治体等、(2)が農林水産部局とあります。これは学校給食関係とは書いておりませんが、これは、関係する場合、当然、連携を図っておりますので書きぶりを工夫させていただき、新たに起こすか追加するか記載をさせていただきたいと思っております。

それから6番目の「監視指導」ですが、冷凍食品に農薬を混入したという事件からこのフードディフェンスの話が出ておりますが、国から対策の通知は出てきておりませんが、宮城県としては管理運営基準の中で従事者教育や食品の衛生的な取扱いなどが定められておりますので、管理運営基準を講習会の中とかで徹底を図っていきたいと考えております。

それから7番目は「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度の推進」ということで、認知度を高めるためにいろいろ企画してくださいということです、みやぎHACCPの制度を新しく変えようということを考えております。その中で認証マークを新しくしようかと考えておりますので、その中で対応を考えております。

それから8番目の「計画策定にあたっての公表」については「広く意見をもらえるようにみやぎ食の安全安心推進会議の他、消費者モニターからも意見を求めるように記載してください。」ですが、計画を良くしていくためにはいろいろな方から意見をもらうことは重要ですので、消費者モニターにも内容について情報提供しようと思っておりますし、学識経験者の先生がいらっしゃいますので学生からもぜひ意見をもらえるように情報発信に努めていきたいと考えております。

9番目の「リスクコミュニケーションの充実」ですが、これは先ほどの推進条例の中で県民総参加運動ということで、生産者・事業者、県、消費者協働でいろいろ取り組んでいきたいと思います。この中でコミュニケーションのやり方を工夫しながら進めていきたいと考えております。

それから、佐藤委員のご質問で「食品表示の説明会の対象は誰か、食品表示ウォッチャーは対象ですか。」ということですが、まず事業者の方にどういうふうになるのかを説明することが最終的には消費者保護になると考えており、事業者の方に対する説明会になります。食品表示ウォッチャーについては毎年春に調査前に説明会を実施しておりますので、その中で食品表示法についても説明しようと考えております。それから、「食品表示法施行後のウォッチャーの役割は変化するのか。」ということですが、ウォッチャーには現在JAS法の部分、産地表示の部分についてのご確認をいただいております。食品表示法は他に食品衛生法や健康増進法が主になりますが、食品衛生法関係になりますと保健所の食品衛生監視員がお店から食品を収去検査しまして、その結果と併せまして指摘部分について指導するというをやっておりますので、ウォッチャーについてはこれまでどおりJAS法関係の部分をお願いしたいと考えております。

それから「レストラン等の不当表示は景品表示法の扱いとなったが、県やウォッチャーはどう関われるのですか。」ということで、景品表示法が昨年12月に改正になって、都道府県に措置命令の権限が与えられたところです。当然、不適切な事案が発生した場合は、消費者庁と連携して適切な対応を図ってまいります。また、食品表示110番の制度がありますので、一般県民やウォッチャーからの情報を受け付けて対応したいと考えております。

それから最後の「適格消費者団体を宮城県で指導育成するのですか。」ですが、これは消費生活文化課が担当になります。確認しましたところ、この消費者団体の前身になるNPO法人を立ち上げ、県の消費者行政推進会議の中にもこのNPO法人がメンバーに入っております。そこで実績を積み上げて内閣総理大臣の認定を受けるということを計画していると伺っております。以上がご質問に対する回答です。

〈 小金澤会長 〉

今の説明について何かコメントはありますか。

〈 佐藤委員 〉

説明を踏まえて2、3質問させていただきます。一つは放射能測定の問題ですが、県は今日の資料14でも基本的に県の中では統一されている訳ですが、私が問題にするのはNDという結果に対する評価です。先ほど低線量被曝への不安というもののお話がありましたが、NDの基準はかなりてんでんばらばらで、それをきちんと出さないと私たちも含めて数値に対する評価というものが明確に出てこないのではないかということが言えるわけです。例えば具体的な事例で申し上げますと、宮城県産の米でかつて県北のごく一部、白石の周辺で数値が出たことがあります、その他では基本的に出ていない。不検出もしくはND、または100ベクレル未満ですが、それを具体的にどのようにして示したらいいのかとなるわけです。

実はある民間の分析センターが検査した2013年産の丸森の米は3.22ベクレルという数字が出ました。これは100ベクレルという数字からすれば大した数字ではない。ところがこの数字が出るか出ないかによって買う人もしくは消費者は相当違う意識を持っています。そこをどう考えるか。同じ検査機関で確認したところ、実はある検査結果のNDは3.95という数字です。つまり3.95以下ならNDです。3.22という数字は全然別の違う検査のシステムもしくは機器等によって出てきた数字です。だから3.22で出たというものがあるにもかかわらず3.94ではNDになるという、この辺の基準の不統一というのは考えるべきだと思います。

県の数字でも「不検出」もしくは「検出限界未満」ですが、この検出限界そのものの具体的な表示がないので、我々からすれば出たのか出ないのか、仮に3とか4という数字はあったのかなのか。これは香辛料やジャガイモの芽のガンマ線照射でさえ絶対に受け入れない位のアレルギー

一がある国民ですから、本来であれば100ベクレルの数字だって受け入れるはずがない。それが福島原発事故があったからやむを得ず100ベクレルに対して国がいうなら仕方が無いという認識を持っていると思いますが、もちろん100ベクレルに根拠がないといっているわけではない。ただ低線量被爆を意識する人もしくは子供たちに放射性物質が少しでも出てきたものは食べさせたくないと思っている人たちにとっては全く説得力が無いだろうというのが一つです。そこをもう少し考えてほしい。つまり表示の仕方に統一性がないと言っているわけではなく、安全というより安心を与えられるような方法でもって統一感が持てるような形にできないだろうかというのを申し上げたい。

食品表示法に関しては、JAS法とか食品衛生法とか様々な法律の部分を取り入れながら全体として表示を見るという形をとった法律ですね。その一方でそれぞれの法律の表示に関する部分は残っていますから、それぞれの法律に基づいてやるというのはよく分かりますが、せっかく食品表示ウォッチャーがいるので、その人たちを活用するというのが県民総参加運動の枠組みの中でも重要だと思います。食品表示ウォッチャーが、全く一般県民と同じように、「食品表示110番にかけてください」という枠組みだけでウォッチャーの役割を終えていいのかどうか。食品表示法の施行はまだ半年くらいあるかもしれませんが非常にいい機会なので、もう少し食品表示ウォッチャーや消費者モニターの活用の仕方を考えてもらいたいということです。回答は簡単に出ないと思いますので結構ですが、改めてパブコメには書かせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。そのほか。

〈 加藤委員 〉

食品中の放射性物質の情報の出し方ですが、モニターだよりをいただきました。そこで水産物についての放射性物質の話が載っていますが、クロダイ、スズキ、淡水魚は何々が高い、出荷制限指示が取られているというのは事実だが、なぜこれが高い値なのかということが消費者に伝わらないと。私が事務局をやっている消費者団体が水産物の学習会を開催した時、非常に水産物の放射性物質には関心が高かったです。福島で汚染水問題の情報が流れる度にまただめねということが水産物には起こりえるので、やはり何が高く出たということも重要ですが、なぜこれは高いのかというのを消費者が分からないと。きのこが1度高い値が出たときに原木しいたけ全てがだめと理解されたように、いつまでたっても水産物全てが高い値というイメージを持たれると思う。なぜ高いのかということも一緒に伝えていかないと風評被害はなくならないと思うので、情報の出し方の工夫をお願いしたい。

それから先ほどもみやぎHACCPの要綱を変えるという話でしたが、HACCP導入型基準とみやぎHACCPの違いが消費者に明確に伝わらないと、一所懸命取り組んでいる事業者が報われないと思いますので、きちんと消費者に違いを伝える工夫を考えていただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

この件についてはパブリックコメントをしますが、会としての議論はここで終わりということになります。初めての方は何のことかと思いますが、毎年こういう形で議論して出しております。監視指導計画について何かご意見があれば出していただきたいと思います。

〈 阿部正一委員 〉

資料10に「食中毒の予防対策と事業者の自主的な衛生管理体制の推進」とありますが、営業するにあたって初歩的な検便の検査というものがありますが、この文言がどこにも入っていません。県はどのように考えているのか。

〈 事務局 金野課長 〉

監視指導計画の中には入っていませんが、管理運営基準で決まっていると思いますので、後ほど確認するという事でよろしいでしょうか。

〈 阿部正一委員 〉

お願いします。

〈 西川委員 〉

HACCPのところですが、新しい管理運営基準が4月から運用されるという時に、営業者数がかかなりあります。それが実際にどこまでできるのか。国の具体的な動きがまだ見えないからやりにくい部分があるかと思いますが、どういうふうにして対策をしようとしているのか。

〈 事務局 金野課長 〉

これについては、この後の条例改正の報告の時に触れさせていただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

この説明の中でも言われていたパンフレットについては、委員に配布して内容を説明していただくようお願いします。

それでは、次の「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」事務局から説明をお願いします。

〈 事務局 佐々木総括 〉

それでは、議題ハの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」ご説明いたします。お手元の「資料12」をご覧ください。

今年度における県民総参加運動事業の1月末現在における進捗状況について、事業毎に記載しております。

まず、消費者モニター事業についてご説明いたします。

食品表示ウォッチャー事業ですが、6月から12月までウォッチャーの皆様に延べ1,316件の調査をしていただきました。寄せられました疑義情報のうち17件について県で調査を実施いたしまして、7件について改善指導を行っております。

次に、講習会・研修会の開催につきましては、県民の方を対象に「食の安全安心セミナー」を、10月から1月にかけて、仙台、仙南及び仙北の各圏域で1回ずつ、合計3回の開催となっております。仙台では「食と放射性物質」をテーマに、仙南と仙北では「食品の安全性とリスク管理」と「家庭における食中毒対策」の2つのテーマにより実施いたしました。3会場合計で200名弱の方にご参加いただいております。

モニター研修会ですが、12月に「食品中の放射性物質」をテーマに消費者庁と共催で実施しまして、44名の方にご出席いただいております。

次に、モニターだよりですが、5月、9月、12月の3回発行しまして、モニターの方にお送りしましたほか、県ホームページに掲載しております。その中に「食の安全安心基礎講座」を掲載しまして、今年度は、「景品表示法」、「農薬の適正使用」、「水産物の放射能対策」関係の内容を掲載しております。

地方懇談会については、消費者と生産者・事業者が意見を交換する場として各地方振興事務所及び保健所において合計7回の開催をしております。

生産者との交流会及び食品工場見学会につきましては、今年度で3回目の開催となりますが、11月に「仙南みらい工房ビッセン」と「山元いちご農園」で開催して、34名の方にご参加い

いただきました。

続きまして、アンケート調査につきましては、昨年6月に実施しまして、814名のモニターのうち432名の方から回答をいただきまして、内容については、第2回推進会議で報告しております。また概要はこの資料3枚目に添付しておりますのでご覧ください。以上が消費者モニター事業についてでございます。

次に、取組宣言事業についてご説明します。

ロゴマークのリニューアルですが、4月にマスコミにも情報提供をして交付式を行ったのを皮切りに、県政だよりや県facebookなどの各種媒体による広報を行ったほか、事業者団体等に対する事業説明等を行いまして、普及拡大に努めているところです。

まるごとフェスティバルにつきましては、10月18日と19日の両日に行われましたが、取組宣言をしている2事業者がブースを出展したほか、食と暮らしの安全推進課でもブースを設け、取組宣言の広報活動と消費者モニターの募集を併せて行いました。その結果26名の消費者モニターの新規登録をいただきまして、委員の方のご協力もいただいたお陰で、そのうち30歳以下の登録が15名ございました。

最後に取組宣言している事業者からいただいております事業実施状況報告ですが、報告率は現在50.5%となっております。

資料を1枚おめくりください。ただ今ご説明いたしました各種行事の写真を掲載しております。セミナーや工場見学会、生産者との交流会など、大変熱心にご参加いただいております。

以上、県民総参加運動事業の状況についてご説明しました。

〈 小金澤会長 〉

はい、ありがとうございます。来年度も同じスケジュールで行われますので、皆様のご参加をお願いします。ここまでで何かご質問はありますか。

それでは、報告事項に移ります。食品衛生法施行条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

〈 事務局 金野課長 〉

食品衛生法施行条例の一部改正についてご説明いたします。資料13をご覧ください。今回の主な改正内容は2点ございます。

1点目は、事業者が衛生上講ずべき基準について規定しております管理運営基準にHACCP方式を追加して、従来型基準もしくはHACCP導入型基準のいずれかを選択できるようにしようとするものです。下のスライドは、そのイメージを示しています。左側が現行の基準です。改正後は従来型基準とHACCP導入型基準の2つになりまして、事業者の方はいずれかを選択できるようになります。

2点目は、食品等事業者が、健康被害につながるおそれを否定できないような情報提供を受けた場合に、保健所へ報告するよう新たに規定するものです。これは、平成25年度に発生しました冷凍食品への農薬混入事件を踏まえたもので、保健所が健康被害につながるおそれを否定できない情報を速やかに探知して、その対策を講じようとするものです。

次の2ページをご覧ください。ここでは、従来型基準とHACCP導入型基準を比較して説明しております。HACCP方式とは、自社製品の製造工程で発生する危害を事業者自身があらかじめ予測し、危害を防止するための重要管理点を定めてそのポイントを継続的にモニタリングすることで規格基準に適合する食品を製造・加工する衛生管理の手法です。HACCP型の衛生管理

を行っている施設におきましては、現在、従来型の管理運営基準も併せて適用されている状況ですが、今回、選択制とすることで合理性を図りまして従来型とHACCP型のいずれかを選択して衛生管理を行うことができるようになります。

最後に、条例の施行へ向けた進捗状況と今後のスケジュールについてご説明をいたします。3ページ、下のスライドをご覧ください。条例改正案を作成しまして、平成26年12月から1ヶ月間パブリックコメントを実施しました。今後は、条例改正案を2月議会に上程する予定にしております。それとともにみやぎHACCP要綱を改正し、条例との整合を図りましてみやぎHACCPでもHACCP方式による衛生管理を推進する体制を整備していこうと考えております。

保健所への苦情の報告の規定については、平成27年4月の施行を予定しています。HACCP導入型基準については、事業者の方への周知期間が必要となりますので、平成27年10月より施行を予定しております。以上、食品衛生法施行条例の一部改正についてご説明いたしました。

〈 小金澤会長 〉

これは報告事項ですが、何かご質問はありますか。

〈 西川委員 〉

これを周知するといっても実際、営業者がかなり多いので、人員配置もそうですがどのようにして県は推進していくのか。

〈 事務局 金野課長 〉

みやぎHACCPを取られている事業者が40から50ありますので、まずこの事業者の方には当然、どういうふうになるのか説明会を開催します。それから、これまでのHACCP管理運営基準の製造施設を中心に講習会を保健所で開催して、説明や取得に向けた指導を行っていきたいと考えております。

〈 水野委員 〉

弊社で昨年、対米向けの水産加工品のHACCPを取得しました。1日の検査項目が52項目あります。記録が膨大な数に上るので、県のHACCPをやるにしても企業規模が小さくないとできない状態だと思います。アメリカのHACCPを取ろうとすると従業員数で100名以上、チームを作って10人以上がそれにあたらないと実際にはできません。国が「HACCPに準じた」とかいう表現で言っていますが、これは県のHACCPの認証を取るのか、加工食品の製造の認証を取ることなのか、それとも新しいHACCPの考えを入れて、分かりやすく普及させていくものなのか。

〈 事務局 金野課長 〉

HACCPは一つの衛生管理の考え方ではありますが、その考え方に対して第三者が要件を満たしているかどうかという認証制度です。対米とか対EUとか。こういった認証機関がある中で受けていない人はどうするのかという部分で、みやぎHACCPの制度の中で事業者の方を指導していくという考えです。今おっしゃったようにいろいろな検査項目を設けて実践していくこととなりますので、やはり県内の企業がそれらに対応できるかということこれはある程度の企業になってしまうと思います。ある程度大きな企業にターゲットを絞って推進を図っていくというやり方を考えております。いろいろな業種がありますが、例えば販売業でどうやっていくのかという部分もありますので、それは今後の課題として検討してまいります。

〈 佐藤委員 〉

基本的な質問で恐縮ですが、みやぎHACCPについては、あくまでの一つの選択である。従来型基準とみやぎHACCP、さらには対EUとか対米など他のHACCPなど、いくつかある

中の一つの選択肢という理解でよろしいのか。

〈 事務局 金野課長 〉

HACCP型は第三者が認証する制度で、ISOとかFSSCなどいっぱいあります。それはそれで認証していただいてもいいですし、そういったところは当然お金もかかってしまうので、そういったことができない施設に対してどう支援しようかといった部分で、みやぎHACCPという制度があるので、その制度の中で指導できるようにしたい。そういうことでみやぎHACCPとの整合性を図って事業者が取り組もうとした時に支援できるような体制を組んでいこうと考えております。

〈 小金澤会長 〉

HACCP型は取らなくてもいいということですか。

〈 事務局 金野課長 〉

当然、従来型をやってもいいし、ISOやFSSCなど既にHACCPをやっている事業者は従来型をやる必要はありません。

〈 小金澤会長 〉

みやぎHACCPの場合は、他に比べたら経費が安いといったようなメリットがあるのですか。

〈 事務局 金野課長 〉

県が認証するので、基本的にかかりません。

〈 水野委員 〉

HACCPをやるということは従来型の管理基準をやっていることになりますか。

〈 事務局 金野課長 〉

従来型をやらないとだめだというこれまでの形ではなくなります。

〈 小金澤会長 〉

HACCP型の項目は、従来型と項目は重なっている部分もありますよね。

〈 事務局 金野課長 〉

重なっている部分もあります。

〈 小金澤会長 〉

HACCP型をやれば従来型をやったことになっているということですか。

〈 事務局 金野課長 〉

従来型でこうしなさいという規定が食品製造工程で決まっているのですが、HACCPは別の考えで、自分で決めてやることになります。

〈 小金澤会長 〉

この件については、また分かりやすい資料を皆さんに配布して説明してください。他に。

〈 丹野委員 〉

仙台市食肉市場の加工部門で仙台HACCP認証、これはみやぎHACCPと同じ自治体認証制度で、いわゆるワンランク上を目指していきましようというものですが、一方、今、牛肉や水産物の海外輸出を国として謳っていますので、その一環で対米とか対EUは公的機関の第三者認証がなければそれができないわけで、今回の改正に伴って食肉のと畜解体処理過程についてHACCP基準を導入したと畜処理方法の部分を業界と厚生労働省で推進していこうという動きがあります。食肉市場については下部団体で推進協議会を作って、HACCP基準の工程を作るということで、全国3ブロックでマニュアル策定の準備が進められているような状況です。それではうちはどれを取ればいいんだと迷って確認したら、指導事項であってこうしなければならぬと



いう罰則事項があるわけではないということで、啓発を図っていこうという第一弾だと思います。

〈 事務局 金野課長 〉

HACCPという衛生管理手法は海外では取り組まれている、どちらかというと日本は遅れている状況になっていて、HACCPのやり方を根付かせていこうという国の考えもあって、今回、全国の自治体でもHACCP制度が入っていくわけですが、実際にやろうとしたときに誰でも取り組めるというものではないという部分もあって、どういうふうにして取り組んでいけるのかというのも一つの課題になっているので、国から情報が出てきた中でそういった取組は出てくるかだと思います。基本的には今までの条例とHACCPは別なもので、HACCPを今回取得すれば従来型のものはやらなくてよいという体制になります。

〈 加藤委員 〉

日本は取組が遅れているというお話がありましたが、消費者が置き去りにされてはだめで、事業者を選び抜く力をまず消費者が付けなければと思いますので、消費者の啓発に力をいれたい。みやぎHACCPを知らない人はますますごじゃごじゃになると思うのでよろしくお願ひします。

〈 水野委員 〉

水産物はHACCPを取ってもマークは商品につけないでくださいと言われました。

〈 小金澤会長 〉

それではこの辺も整理して、消費者に対して事業者の努力を伝えるようなものでなければ何をやっているのか分からないですから。この辺りの意識統一を含めてまた情報をお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。県でもパンフレットを作るとありますので、この中でも統一しないと議論ができませんのでよろしくお願ひします。

他にご質問はありますか。それでは次の食品の放射性物質の検査結果についてご説明します。

※会長、所用のため副会長に進行を依頼して退席

〈 事務局 佐々木総括 〉

食品の放射性物質の検査結果についてご説明します。それではお手元の資料14をご覧ください。本県の食品の放射性物質検査は、厚生労働省通知に基づき四半期毎に策定する「放射性物質検査計画」に従って実施しております。対象となるのは、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物、野生鳥獣及び県内で販売される食品等です。今回は、平成26年12月末現在の検査結果を報告させていただきます。

1ページをお開きください。県産農林水産物の放射能検査については、出荷前に定期的に精密検査及びスクリーニング検査を行っております。1の精密検査結果の概要ですが、県内産農林水産物266品目4,368点を検査し、基準値以下が4,344点、99.5%でした。基準値超過は24点、0.5%で、その内訳は、林産物が6品目19点、水産物が3品目5点で、いずれも出荷制限等の品目です。

2ページをお開きください。表は先ほどの結果を放射性物質濃度のレベル毎に振り分けたものとなっております。次に2のスクリーニング結果ですが、農林産物194品目795点を簡易測定器で検査し、精密検査実施目安を超過した点数は5点で、全て林産物でした。

3ページは、穀類の検査結果です。米、麦類、大豆、そばのいずれも基準値の100Bq/kgを超えるものはございませんでした。なお、12月末時点で検査未了であった大豆と秋そばについては、1月で検査が終了し、全て基準値以下となりました。

4 ページは、出荷牛の検査結果です。県内及び県外のと畜場において、合計で23,063頭を検査し、全て基準値以下でした。

5 ページと6 ページは、国の出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況です。県ではこれら農林水産物が市場に流通しないよう、生産者、流通や販売関係者などへの周知などに努めております。

7 ページは、野生鳥獣肉の検査結果です。イノシシなど99点を検査し、基準値超過はイノシシなど28点、基準値超過割合は28.3%でした。

8 ページは、県内の流通食品等の検査結果です。上の表が精密検査における飲料水、牛乳等を対象にした検査、それから中段は、一般食品を対象にした簡易検査、一番下が合計の結果となっております。合計325点を検査しまして、全て基準値以下でした。以上が、検査計画に基づく検査の結果となります。

続きまして、9 ページ以降は、計画以外の結果になります。まず9 ページは、学校給食における検査結果です。1 つめの「学校給食用食材の放射能サンプル測定」は、教育事務所等県内5か所に設置した簡易放射能測定器によりまして、食材の検査を実施した結果です。全体で686点を検査し、全て「精密検査の実施の目安」以内でした。2 つめの「学校給食モニタリング検査」は、学校給食施設の希望に応じ、給食一食全体について精密検査を実施します。全体で214点を検査し、全て不検出でした。

10 ページは、住民が持ち込む自家消費の野菜等の測定結果です。測定件数が合計で4,861件で、このうち林産物が2,802件と多く持ち込まれています。基準値超過件数は全体で390点、8.02%となっております。基準値超過の場合、市町村において、測定依頼者に対し飲食に供しないよう指導するほか、測定データを県のモニタリング計画の参考としております。

11 ページは、農畜水産物等の第4 四半期の検査計画ですが、詳細は12 ページをお開きください。月別の検査対象品目と検査点数をまとめております。以上、食品の放射性物質の検査結果についてご説明しました。

〈 熊谷副会長 〉

ただいまの報告に対し、確認したいことがございましたらお願いします。

それでは、報告を終了します。そのほか、特になければ議事の一切を終了します。司会を事務局に返します。

〈 司会 〉

活発なご議論大変ありがとうございました。次回、平成27年度第1 回目の推進会議は、5月下旬を予定しております。開催日時が決定しましたら、文書でお知らせしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。